

千葉県事業所内保育事業 整備・定員増事業者募集要項

令和4年度整備

令和4年6月
千葉県こども未来局
こども未来部幼保支援課

目次

はじめに.....	2
1 募集の概要について.....	2
(1) 事業開始時期.....	2
(2) 運営主体.....	2
(3) 保育の実施を業務委託する場合.....	2
(4) 事業用地・建物について.....	3
(5) 定員および対象児童.....	4
2 設備基準について.....	5
(1) 施設設備について.....	5
(2) 調理室及び調理設備.....	5
(3) 屋外遊戯場.....	6
(4) 送迎車用駐車場及び駐輪場.....	6
(5) 認可外保育施設から事業所内保育事業所への移行について.....	6
3 事業所内保育事業の運営について.....	7
(1) 保育内容.....	7
(2) 連携施設の設定.....	7
(3) 開園時間.....	7
(4) 休園日.....	8
(5) 給食.....	8
(6) 経理.....	8
(7) 通常保育以外の保育サービス.....	8
(8) 苦情処理.....	9
(9) 個人情報保護について.....	9
(10) その他の注意事項.....	9
4 職員配置について.....	9
5 申請手続きについて.....	10
(1) 応募資格.....	10
(2) 申請手続き.....	10
(3) 事前相談・質問等.....	10
(4) 応募スケジュール.....	11
(5) ヒアリング等について.....	11
(6) その他.....	11
6 補助制度等について.....	13
(1) 施設整備及び定員増に係る補助制度.....	13
(2) 公定価格・給付費について.....	13
(3) 事業所内保育事業の運営に係る補助金.....	13
7 研修について.....	13
8 審査について.....	13
(1) 審査基準.....	13
(2) 審査方法について.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
9 その他.....	14

はじめに

事業所内保育事業は、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）において、市町村における認可・確認を受けた場合、地域型保育給付の対象となりました。

地域型保育事業として給付を受ける事業所内保育事業（以下「本事業」という。）の実施又は定員増を希望する事業者は、本要項、関係規程等を熟読の上、本市との事前協議を行ってください。なお、本事業は「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に規定する基準、その他今後国から発出される法令等を満たす必要があります。

1 募集の概要について

本事業は、定員20人を境に職員配置や給食設備などの基準が異なります。定員を20人以上とする場合は保育所型事業所内保育事業（以下「保育所型」という。）となり保育所と同等の基準を、定員を19人以下とする場合は小規模型事業所内保育事業（以下「小規模型」という。）となり小規模保育事業と同等の基準を満たす必要があります。

また、従業員以外の子どもを受け入れる定員枠（地域枠）を一定数以上設ける必要があります。

※事業所内保育事業の名称は、県内に同一名称の認可事業所がないことのほか、既存施設の名称と同じ語句が含まれるなど、紛らわしい名称でないことを条件とします。

(1) 事業開始時期

本事業の開始は、原則として令和5年4月1日からとします。（市から補助金を受けず、事業者の自主整備により、基準を満たすための改修等を実施し、事業所内保育事業を開始する『自主整備型』については4月以外の開園も可能です。ただし、本件申請上設定する開始時期は厳守してください。）

(2) 運営主体

別添1に示す要件を満たす本事業を実施する事業主等（以下「事業実施者」という。）とします。

※なお、事業実施者が認可を受け、他の事業者へ保育の実施を委託する場合には、受託者が決定していることとし、受託者についても別添1（(5)、(6)及び(9)エの要件を除く。）の要件を満たしていること。

また、受託者が本募集要項に基づき適切に保育運営を行えるよう、事業実施者と受託者の間で取決めを行う等、市の指導に対応できる体制が整うことが確認できること。

(3) 保育の実施を業務委託する場合

ア 事業実施者が、保育の実施を別事業者に業務委託する場合には、以下の点を守ること。

(ア) 受託者は、保育の実施にあたり、本募集要項、本市条例、関係法令、及びその他の規程に従うこと。

(イ) 保育の実施に関して本市から指導があった場合は、事業実施者の責任において、受託者に対応させること。

(ウ) 受託者は、令和2年4月1日から継続して、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C型を除く）、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（千葉市保育ルーム、東京都認証保育所等）を適切に運営していること。ただし、千葉市に届出を行っている認可外保育施設のうち、事業所内保育施設の運営を受託している法人が引き続き運営を受託し、令和2年

4月1日から継続して当該施設を適切に運営している場合は、当該施設を含む。

イ 受託者等を変更する場合

- (ア) 事業実施者として認可を受け事業を開始した後、受託者や管理者を変更しようとする場合は、事前に本市に協議すること。
- (イ) 委託事業者の選定にあたっては、アの条件を満たす事業者を選定すること。
- (ウ) 定期的に委託事業者を変更する予定がある場合には、その旨を本募集の申請時に申し出るとともに、利用を希望する児童の保護者に対し契約締結時に説明し了承を得ること。

(4) 事業用地・建物について

ア 整備にあたっては、以下に該当すること

- (ア) 事業所内保育事業運営主体が、事業用地および建物につき、所有している又は貸与を受けていること（見込みを含む）。
- (イ) 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。（ただし、新設の社会福祉法人及び国の規定する社会福祉事業を実施していない社会福祉法人にあたっては「a」をのぞく。）
 - a 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。
 - ※ 現在利用している施設について、契約の残期間が10年未満である場合は、「建物賃借に係る契約条件証明書」（様式第8号）等により、認可事業開始後10年以上の賃貸借の予定があることを確認できること。
 - b 貸主が地方住宅公社等信用力の高い者であるとき。
- (ウ) 事業所の敷地外に事業所内保育事業を整備する場合は、整備予定地から一定の範囲内（風俗営業等を実施する施設の種類により異なる）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在し、ビルの所有者や店舗事業者から施設設置の同意が得られない等、環境の改善が見込まれない場合や現在当該施設がない場合でも、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）により、一定の業種が許容されている地域など、近隣の状況によっては、児童の育成環境としての適性を勘案して、当該整備予定地での整備を認めないことがあります。

イ 抵当権が設定されている自己所有物件の活用について

以下の条件をすべて満たす場合に限り、抵当権が設定された自己所有物件の活用を認める場合がありますので、御相談ください。

- (ア) 抵当権が抹消される具体的な見込みがあること。（根抵当は不可。）
- (イ) 当該物件に対し、新たに抵当権を設定しないこと。

ウ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に則った保育を実施できる環境を整備すること。

特に補助型の場合は、以下の整備内容を取り入れること。自主整備型の場合も、取り入れるよう努めること。

- ・保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
- ・大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのもの）を設けること。
- ・沐浴が可能な環境を整えること。
- ・その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策など。

エ ウのほか、以下の整備内容を取り入れるよう努めること。

- ・各保育室内に手洗い器を設置すること。
- ・各保育室に2か所以上の出入り口を設けた上で、保育室から建物の外までの経路が重複しないように2方向の避難経路を確保すること。
- ・児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。

(5) 定員および対象児童

ア 対象児童

事業実施者が直接雇用する職員の子ども、及び地域の子どもを対象とします。
ただし、事業実施者が直接雇用していない職員であっても、業務委託契約を結んでいる者やグループ企業の職員などについても、実質的に自社労働者と同様に福利厚生の対象とする場合、従業員枠とすることができます。

イ 年齢

対象児童の年齢は原則0～2歳児とします。

※1 3歳以上児については、保育所型事業所内保育事業の従業員枠において、受け入れが可能です。受け入れの際は面積・職員配置等の基準を満たすようご注意ください。また、従業員が千葉市外に居住する場合の取扱いについては、各自治体にご確認ください。

※2 ※1以外での3歳以上児の受け入れは原則対象外ですが、定員の範囲内で特例給付により受け入れることが可能です。(給付費が減算される場合があります。)

ウ 定員

事業全体の定員数に応じて以下のとおり地域枠を設定すること。

なお、この地域枠の子どもについては、居住市町村に利用申込みを行った上で市が利用者を決定することとなり、基本的にはその受け入れを拒めません。

定員	うち、地域枠
1～5人	1人以上
6～7人	2人以上
8～10人	3人以上
11～15人	4人以上
16～20人	5人以上
21～25人	6人以上
26～30人	7人以上
31～40人	10人以上
41～50人	12人以上
51～60人	15人以上
61～70人	20人以上
71人以上	20人以上

※ 近隣の入所待ち児童の状況等により定員の調整を行っていただくことがあります。

※ 設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

※ 整備予定地周辺における地域枠の需要見込みについては、幼保運営課のホームページにおいて、施設・事業所ごとの直近の入所児童数及び入所待ち児童数を公表しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/nyuusyomatiitiran.html>)。

エ 対象外児童の取扱い

就労時間数が月64時間未満であるなど、保育認定の対象外となる子どもについては、給付の対象外となりますが、認可事業としてのスペースや職員と区分し、認可外保育施設を併設して受け入れていただくことは可能です。その際は、別途認可外保育施設の基準を満たす旨の届出が必要となります。

オ 入所数の取扱い

地域枠と従業員枠の合計受け入れ人数が、利用定員の120%を超えないように

すること。

2 設備基準について

(1) 施設設備について

別添2のとおり。なお、保育室等を2階以上に設置する場合は、別添3の基準も満たすこと。とりわけ、次の要件に合致すること。

ア 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）

イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。

(ア) 施設の延べ床面積が200㎡以下の場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月2日国住指第1137号）に従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。

(イ) 施設の延床面積が200㎡を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

※ 原則として、建築確認を行っていない建物である場合には、遵法性調査の結果によらず、不可とします。

ウ 検査済証の交付を受けている建物の場合は、以下によること。

(ア) 建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200㎡以下のときは、建築基準法の基準について、当該施設が特殊建築物（保育所）に適合するか、建築士に確認し、規定に適合する旨の当該建築士による判定書（様式任意。チェックリスト形式が望ましい。）を提出すること。

(イ) 建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200㎡を超えるときは、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

エ 市街化調整区域において、本事業を開始する場合は、施設用建物の新設・既存建物の転用（既存の認可外施設としての事業所内保育からの移行を含む）を問わず、必ず応募前に宅地課と協議すること。

オ 人材、資材の需給状況を踏まえ、確実な調達先を確保する等、工期に支障のないような計画とし、令和5年4月の開所に遅れが生じないようにご注意ください。

(2) 調理室及び調理設備

ア 保育所型

(ア) 安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画した調理室を設けること。保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室と他の区画とが特定防火設備で区画されていること。

(イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）を参考にすること、検食を保存すること等、千葉市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容に基づき調理を行うこと。

イ 小規模型

(ア) 安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有した調理設備を設けること。保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室と他の区画とが特定

防火設備で区画されていること。

(イ) 千葉市の定める「家庭的保育事業等食事提供マニュアル」及び「保育所栄養士ハンドブック」の内容（検食を保存する等）に基づき、調理を行うこと。

※1 社員食堂による調理も可能。ただし、その場合でも上記の基準を満たすこと。

※2 連携施設等からの搬入により提供することも可能。その場合、加熱、保存等の調理機能を有すること。（市への事前協議が必要となります。）

なお、搬入を行う場合であっても、搬入先においても原則として検食及び調理済み食品の保存が必要であるため、冷凍設備を設けること。

(3) 屋外遊戯場

ア 実施事業所敷地内に満2歳以上の幼児一人につき3.3㎡以上の屋外遊戯場があること。ただし、同一敷地内に確保が困難な事業所を整備する場合は、事業所の付近の公園等を、屋外遊戯場に代えることができる。その場合、当該公園等に公衆便所・手洗い場があり（近隣店舗等の設備を利用する場合は、応相談とする）、児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離で、かつ、移動にあたり、複数の職員を同伴させる等、安全が確保されていること。また、可能な限り、砂遊び・水遊びができる環境を敷地内に確保すること。

イ 上記屋外遊戯場に代わる公園等に関する移動距離、安全管理その他の事項については、計画を立てた上で、「屋外活動に関する計画書（様式第11号）」を提出すること。

(4) 送迎車用駐車場及び駐輪場

近隣の状況を考慮して必要な台数のスペースを確保することとし、敷地内に設ける場合は、安全な進入路の確保に努めること。確保しない場合は、車による送迎を禁止するなど、近隣とのトラブルを防止すること。

(5) 認可外保育施設から事業所内保育事業所への移行について

認可外保育施設を事業所内保育事業所に移行することを見込んで申請を行う場合は、「事業所内保育事業所への移行計画書（様式第13号）」を提出すること。また、以下の点に留意すること。

ア 事業所内保育事業の対象は0～2歳児であり、3歳以上児は原則対象外であるが、現行利用児童の保育の継続性の観点から、特例給付の対象となる場合があること。特に、従業員枠の子どもについては、福利厚生のための施設であることに鑑み、保育認定を受けられる子どもであって、保護者が希望すれば、原則として継続利用可能とします。また、保育所型事業所内保育事業においては、従業員枠での3歳以上児の受け入れを可能とします。

イ 現在の保育料によっては、認可化により保育料が高くなる場合があるため、利用者に説明すること。

ウ 地域枠について、事業所内保育事業への移行の際には、入所の要件に従い、千葉市があらためて入所児童の決定を行うため、現行利用者との契約を全て解除すること。なお本市では、現行利用者が令和5年4月利用開始に係る申請手続き（令和4年10月頃を予定）を行い、かつ、当該利用者が本市の保育認定を受けられる場合については、原則として、認可移行後の当該施設を継続して利用できる仕組みとしています。

エ 上記の内容について、利用者に対して申請前及び整備事業者決定後（決定されなかった場合も含む）に説明すること。

オ 認定保育ルーム施設の移転を希望する場合は、原則として移転先を、引き続き入所を希望する現行利用者が通える範囲内とすること。移転先が現施設から1kmを超える場合には、「施設移転に係る同意書（様式第25号）」を提出すること。

3 事業所内保育事業の運営について

(1) 保育内容

- ア 保育内容については、保育所保育指針を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画を作成、実施すること。
- イ 管理者予定者が、保育所保育指針の内容について熟知していること。なお、上記指針が、平成30年度から適用されていることを十分に理解し、実践できる必要があること。
- ※ なお、自由契約施設である認可外保育施設と、市から保育の実施の委託を受ける認可保育所との性質の違いを十分理解し、認可保育所への移行にあたり改善すべき事項等についての検討を入念に行うこと。

(2) 連携施設の設定

ア 小規模型

小規模かつ0～2歳児までの事業であるため、①保育内容の支援（合同保育、園庭解放、行事参加、相談・助言等）、②代替保育、③卒園後の受け皿（地域枠の子どもに限る）としての役割を担う認定こども園、認可保育園、幼稚園のいずれかの施設と連携すること。連携内容等については、別添6のとおり。

イ 保育所型

卒園後の受け皿としての役割を担う認定こども園、認可保育園、幼稚園のいずれかの施設と連携すること。なお、現に3歳以上児を受け入れている等、受け入れ態勢が整っている場合は、連携施設を設定しないことも可能（要協議）。

- ※ 詳細は、別添6を参照のこと。
- ※ 連携先は複数設定することも可能です。
- ※ 連携契約においては、協定書等の締結が必要となります。
- ※ ③卒園後の受け皿については、制度施行時の経過措置により、経過措置期間中は設定しなくても良いこととされていることに留意。③卒園後の受け皿を設定しない場合は、今後の市の調整方針に従うこと。特に、3歳以上児に空きのない保育所や、長時間預かり保育未実施の幼稚園などを連携施設とする場合は、当該施設が卒園後の受け皿となるのが困難な場合がある。**なお、経過措置終了後の本市の運用は現在検討中であり、決定次第お知らせする予定。**
- ※ 連携施設として公立保育所を希望する場合（近隣の民間施設との連携ができない場合、又は近隣に民間施設がない場合に限る）は、当該保育所の施設状況等によっては連携先となれない場合があるため、必ず事前に申し出ること。

(3) 開園時間

1日につき8時間又は11時間の開園時間（延長保育時間を除く）とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況に考慮して設置者が定めます。ただし、地域枠について、開園時間を8時間のみとする場合、保育短時間（※）の保育を希望する児童の利用調整のみとなることに留意してください。

- ※保護者の就労状況等により、11時間までの保育を受けられる「保育標準時間認定」と、8時間までの保育を受けられる「保育短時間認定」の2種類の認定が存在します。
- ※通常の保育時間以外の保育（＝延長保育）については、本市の延長保育事業の枠組みのもと、実施すること。**なお、2時間以上の延長保育は必須ではありませんが、可能な限り実施をご検討ください。**
- ※認可外保育施設からの移行については、現行保育時間を下回らないこと。

【参考】市内公立保育所・民間保育園は以下の時間を基本としています。

- ・保育標準時間（月～土） 7：00 ～ 18：00
- ・保育短時間（月～土） 9：00 ～ 17：00
- ・延長保育時間（保育標準時間・月～金） 18：00～20：00
- ・延長保育時間（保育短時間・月～金） 7：00～9：00、
17：00～20：00

（４）休園日

- ア 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）を休園日とするが、当該日を開園日とし、休日保育（休日保育加算の枠組みで実施するものに限る。）を実施することも構いません。
- イ 日曜日の他、当該事業所が土曜日及びお盆期間中（3日以内とする）を休日としている場合など、利用希望がない等の場合、当該期間を休園とする等、弾力的に運用することが可能ですのでご相談ください。（ただし、給付費が一定割合減算されます。）

（５）給食

月～金曜日は給食（離乳食については土曜日にも給食を行う）とし、原則事業所内で当日調理すること。ただし、連携施設等からの外部搬入を行う場合はこの限りではありません。また、千葉市の定める「家庭的保育事業等食事提供マニュアル」及び「保育所栄養士ハンドブック」の内容（検食を保存する等）に基づき調理を実施すること。

なお、以下の点に留意してください。

- ・給食費は公定価格（給付費及び利用料の合計額）に含まれるため、利用者から給食費を徴収しないこと。
- ・ミルク代は公定価格に含まれるため、利用者からミルク代を徴収したり、ミルクの持参を求めたりしないこと。
- ※ 連携施設等からの搬入を行う場合は、事前に市と協議すること。なお、事業所内保育事業の設置法人と異なる法人が運営する施設から給食を搬入する場合、搬入元が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。
- ※ 事業所内での調理業務を委託する場合は、受託先が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。また、1回の提供食が20食程度以上の給食施設については、HACCPに基づく衛生管理の実施、食品衛生責任者の選任、及び営業の届出を要するため、保健所食品安全課にも相談すること。

（６）経理

- ア 当該事業所内保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。なお、市から依頼があった際は、会計年度ごとの現況報告書及び決算関係書類を提出してください。
- イ 月次、年次の決算処理や日々の現金の出納管理など、適正な経理処理を行うこと。

（７）通常保育以外の保育サービス

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており（ウを除く）、市子ども・子育て支援事業計画に従って、実施するものです。事業実施を希望する場合は、事前に千葉市と協議が必要となります。なお、補助型の募集で選考を行う場合は、ア～ウの事業を実施する事業者を選考上加点することとし、特にウについて重点的に加点いたします。

- ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業。

イ 一時預かり事業（余裕活用型・一般型・基幹型）

通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的（月数回）又は断続的（週に2～3日）に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。以下の（ア）～（ウ）に分かれる。

（ア）余裕活用型

利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。

（イ）一般型

余裕活用型以外のもの（一時預かり用の定員を定めるもの）をいう。

（ウ）基幹型

一般型のうち、土曜日・日曜・祝祭日（1月1日～3日を除く）にも一日あたり9時間以上児童の受け入れを行うものをいう。

※（ア）～（ウ）のいずれも、利用児童に応じて面積や人員等の基準を満たす必要がある。

※3歳以上児の一時預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。

ウ 休日保育

保育所等に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業。（※事業所内保育事業の一環として実施。公定価格上の加算に加え、市単独の上乗せ補助を行っています。）

※事業所に空きがある場合であっても、市が入所決定をした児童以外に、イ以外の私的契約による地域枠児童の預かりは認められません。

（8）苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。

（9）個人情報保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。

（10）その他の注意事項

ア 保護者会の設置を妨げないこと。

イ 市の定める利用者負担額を事業者が徴収すること。ただし、従業員の子どものに係る負担額については、事業者の負担において減額することができます。

ウ 保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。実費徴収を検討している場合は、あらかじめ具体的な内容について市に相談すること。

※ 特定負担額（上乗せ徴収）については、原則として認めておりません。

エ 運営委員会を設置すること（社会福祉法人・学校法人以外）。

オ 千葉市の認可事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、適切に対応すること。（事業者として決定されたあとに、その旨の誓約書を提出していただきます。）

4 職員配置について

職員配置の基準については、別添2を満たすこと。

なお、管理者は専従とすること（非常勤勤務や他施設との兼務は不可。事業者として決定された後に、その旨の誓約書を提出していただきます）。

また、管理者については、認可保育所、幼稚園、認定こども園又は家庭的保育事業等において、3歳未満児の担任経験を含み、通算10年以上の勤務経験を有することが望ましい。（必須ではありません）

なお、安定的な事業所運営を図るため、法人都合により短期間で管理者又は保育業務従事者を変更しないこと。特に、施設長は、開園から3年間は、法人都合により変更しないこと。同様の理由により、認可事業としての開始から3年を経過していない市内施設・事業所から、施設長・管理者を異動させ、本件申請に係る管理者予定者とすることは、原則不可。

5 申請手続きについて

(1) 応募資格

別添1のとおり。ただし、原則として、「2 設備基準について(1)施設設備について」において、耐震診断や遵法性調査が必要な場合は、応募までにその結果を示すこととする。

(2) 申請手続き

ア 受付場所

〒260-8722

千葉県子ども未来局子ども未来部幼保支援課

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

電話番号 043-245-5977

イ 受付期間

令和4年8月3日(水)から8月5日(金)まで

ウ 申請書類等

別添4のとおり

エ 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送により申請してください。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

申請書の持参を希望される場合は、あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しください(土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時45分まで受付)。予約をしない場合は対応できない可能性があります。

(3) 事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目に御相談ください(要電話予約)。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合や、事前相談の最終日時点での準備状況から、令和5年4月1日までの開園が明らかに困難と判断した場合は、原則として申請を受け付けません。

(ア) 事前相談①：物件の概要(住所、建物の概況等)、図面(改修前のものでも可)、予定定員の申告

令和4年7月19日(火)まで

(イ) 事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認

令和4年8月2日(火)まで

※ 参考：申請までの平均相談回数 3～5回程度(記入誤り等により、申請書の修正が必要な場合、事前相談②の期間中に修正を行っていただきます。修正期間確保のためにも、少なくとも7月27日(水)までには申請書一式を一度お持ちいただくようお願いいたします。)

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

※ 事前相談①後の物件の変更・追加は認められません。

イ 質問

質問については、質問票（別添5）を使用し、申請書提出期限の1週間前までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページで公表します（質問者の氏名等の公表は行いません）。

（4）応募スケジュール

- （ア）事前相談① 令和4年6月8日（水）から7月19日（火）まで
- （イ）事前相談② 令和4年7月20日（水）から8月2日（火）まで
- （ウ）申請書提出期間 **令和4年8月3日（水）から8月5日（金）まで**
（土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）
- （エ）ヒアリング等 令和4年8月下旬から9月下旬予定
- （オ）審査結果通知 令和4年9月中旬予定
- （カ）補助金交付申請※▲ 令和4年9月以降（結果通知後、速やかに）
- （キ）施設整備※▲ 補助金交付決定後から令和5年3月上旬まで
- （ク）市の完了検査 **令和5年3月10日までに実施（厳守）**
- （ケ）認可手続き 令和5年3月下旬予定
- （コ）事業開始 令和5年4月1日

※ 都合により、日程等を変更する場合があります。

※▲ 自主整備型については、補助金交付に係る手続きが生じないため、施設整備の開始時期についての制限はありませんが、完了検査の期日を厳守するよう、十分な工期を確保してください。

（5）ヒアリング等について

提案書に沿い、事業所設置予定場所の現地確認、及び2回程度のヒアリングを実施します。ヒアリングの日時は指定させていただきますのでご了承願います。

（定員増については、省略する場合があります。）

実施にあたっては、原則として認可を受ける法人等の代表者、管理者予定者が出席してください。

なお、管理者予定者の適格性等を含めて選考を行いますので申請書提出後に管理者を変更することは原則認められません。やむを得ず管理者を変更する場合は、再度ヒアリングを行いますが、その結果によっては事業予定者としての決定を取り消すことがあります。

※受託者の関係者も、必要に応じて出席をお願いします。

（6）その他

- ア 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- イ 法人の本店（本部）、事業所設置予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。
- ウ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。
- エ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。
- オ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）に基づき、千葉県として客観的に判断し決定します。
- カ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。
- キ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - （ア）申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
 - （イ）申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - （ウ）申請書等に虚偽の記載があった場合
 - （エ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - （オ）その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ク 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法

人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。

- ケ 社会福祉法人・学校法人以外が申請する場合は、市が委託する民間調査会社による企業信用調査を実施します。
- コ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがあります。
- サ 審査結果通知により整備事業予定者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規程に基づいた整備を行えなかった場合、整備事業予定者としての地位を取り消す場合があります。
- シ 事業所内保育事業の整備を行うにあたり、千葉市保健所（調理室関係）及び千葉市消防局（防火設備関係）との相談をしてください。

囑託医との契約や、民生委員に対する依頼にあたっては、長きにわたって密接な連携を図っていくことが不可欠ですので、依頼等に先立ち、事業者の概要や整備計画の概要、保育方針について説明するなど、丁寧に対応し、信頼関係を築いていくよう努めてください。

事業所内保育事業の整備及び運営を円滑に進めるためには、地元町内自治会、近隣住民等の理解と協力が必要になりますので、原則として申請前に整備計画の説明を行い、理解と同意を得るよう努めてください。

なお、事前相談時に進捗状況を確認させていただきます。

事前説明の実施内容については、「近隣への事前説明状況に係る調書（様式第28号）」で報告していただきます。整備事業予定者として決定された後についても同様の説明（決定されなかった場合は、その旨の説明）を行ってください。

整備事業予定者として決定された後、以下に該当する場合には決定を取り消すことや、開園の延期、入所児童数の制限などを行うことがあります。

- 当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容等に大きな変更があった場合
- 管理者予定者を変更した場合
- 施設整備や職員確保の進捗状況により、申請上の開園予定日での開園及び入所児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合
(例) 建築確認申請や用途変更、遵法性調査など建築法令上の手続が遅延している場合
(例) 整備施行業者の決定が、当初計画より大幅に遅延している場合
(例) 保育従事者等の人員の確保が見込まれない場合
(例) 連携施設の設定が見込まれない場合

6 補助制度等について

(1) 事業所内保育事業整備及び定員増に係る補助制度

別添7のとおり。なお、補助内容や金額が変更となる可能性があることに御注意ください。

(2) 事業所内保育事業の運営に係る補助制度

事業所内保育事業の給付費については、事業種別や利用定員等に応じて概ねの額を試算できるソフトが内閣府のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください（本要項発出時は、令和3年度の金額ベースのものとなっておりますので御留意ください。）。

※<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

実際に市から支給される給付費の金額は、国の定める公定価格（従業員の子どもに係るものについては基本単価が84%に減額されます。）から利用者負担額を差し引いた金額になります（利用者負担額は、利用者の市民税課税額等に応じて本市が決定し、当該負担額を、各事業者が利用者から徴収します。）。

また、給付費を受けるためには、基準条例のほか、確認制度に係る「千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の要件を満たし、給付対象事業所であることの「確認」を受ける必要があります。

(3) 事業所内保育事業の運営に係る補助金

配置基準補助金、施設運営等改善補助金など。（別添8を参照）

※ 平成29年10月から保育士の処遇改善（本市独自の給与上乘せ）を行っています。

7 研修について

小規模型（小規模保育事業B型基準）や保育士配置要件緩和で配置可能な、保育士資格を有しない保育従事者向けの研修を、令和4年6月から令和5年3月にかけて、市主催で2回実施予定です。無資格者は必ずこの研修を受講してください。

なお、年度途中での職員の入れ替えがあつた場合についても、研修受講は必須です。

また、本市では、認可事業を運営する事業者（予定者を含む。）に対し、認可事業の実施にあたっての注意点等について、事業開始前及び開始後に研修を実施しますので、必ず受講してください。

8 審査について

(1) 審査基準

「千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に基づき審査します。

【基本項目】

審査基準	
運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること
	職員の労働条件・給与に対する考え方が適切であること

運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	連携施設を確保していること
	保育の内容について、保育所保育指針に従うこと
	保護者と密接な連絡を取ること
	施設内で調理を実施すること
	個人情報の保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
	8時間以上の保育時間を確保していること
施設・設備の適切性	児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
	保健衛生及び危害防止が考慮されていること
提案内容の実現性	提案内容の実現性が高いこと

【加点項目】

その他必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の質 ・ 施設的环境
-------------	---

(2) 審査方法について

千葉市は、認可事業者の審査にあたり、申請内容及び事業実施者(受託者を含む。)について「千葉市社会福祉審議会」に諮問し、答申を受けて決定します。

審議会において、「不適」との答申があった場合には、整備事業予定者として本市が決定しない場合があります。

9 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。
- (3) 事業所内保育事業の開所後も、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

問い合わせ先	
〒260-8722	
千葉市中央区千葉港2-1	
千葉中央コミュニティセンター9階	
千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課	
電 話	043-245-5977
F A X	043-245-5629
Eメール	seidosuishin@city.chiba.lg.jp
ホームページ	「事業所内」「千葉市」で検索 (https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/jigyoushonai.html)